

# ヘルスはっぴいチャレンジャー養成塾

追加講座の  
お知らせ

『わが家のみそ汁の塩分濃度を測ってみませんか？ ～食生活改善の一步に～』

【日 時】 1月14日(木)14時～16時

【会 場】 小坂町交流センター セパーム 2階ホール

【内 容】 ①ナトカリ比測定

※普段ご家庭で出しているみそ汁を  
お椀1杯分具入りでお持ちください

②みそ汁塩分濃度測定

③講演 ・公益社団法人 秋田県栄養士会

・大館保健所 健康・予防課

★1月13日(水)まで保健センターへお申し込みください。



## 福祉・介護に関する手当や控除をご紹介します

### 特別障害者手当

在宅で生活する重度の障がいがある20歳以上の方で、日常生活において常時介護を必要とするような状態が3か月以上継続している場合に申請することができます。

1人につき月額27,350円が支給されます。

ただし、入院期間が3か月を超えた場合または施設に入所した場合には、支給が停止されます。

### 要介護認定を受けている方の障害者控除

障害者手帳等をお持ちでない方でも、基準日(毎年12月31日)に介護保険の要介護認定(要介護1～5)を受けている65歳以上の方は、所得税や住民税(町県民税)の申告の際に障害者控除または特別障害者控除の対象となる場合があります。

この控除を受ける際には、「障害者控除対象者認定書」が必要になります。発行を希望される場合には、まるごと支援班(29-2950)で手続きを行ってください。

### おむつに係る医療費控除

傷病によりおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合には、医師が必要と認めたおむつ代について、医療費控除を受けることができます。

#### 【初めて控除を受けようとする場合】

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要になります。

#### 【2年目以降で引き続き控除を受けようとする場合】

要介護認定を受けている人については、医師が発行した「おむつ使用証明書」の代わりに、町が発行する証明書でもよいとされています。

町が証明書を交付できる人は、一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめご相談をお願いします。



### 事業所・地域献血へのご協力ありがとうございました

11月5日に行われた事業所・地域献血(ゆーとりあ)では、多くの方からご協力をいただきました。ありがとうございました。

お問い合わせ先 福祉課まるごと支援班【まるねっと】(TEL29-2950) (TEL29-3926)